

## 宇都宮市U J I ターン起業促進補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 市の交付する宇都宮市U J I ターン起業促進補助金（以下「補助金」という。）については、宇都宮市補助金等交付規則（昭和41年規則第22号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (目的)

第2条 この要綱は、本市の区域内（以下「市内」という。）において起業し、事業所を新設する中小企業者に対し、事業に要する経費の一部を補助することにより、起業者の育成及び集積を促進し、もって本市における経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

### (定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当する者をいう。
- (2) 起業 市内において中小企業を新たに設立することをいう。
- (3) 事業所 営利を目的とする事業の用に直接供する施設をいう。
- (4) 新設 新たに建物を建設し、購入し、又は賃借し、事業所を開設することをいう。

### (補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、U J I ターンにより市内に居住し、かつ、起業することを予定している者又は起業をした者がU J I ターンにより現に市内に居住しており、かつ、居住及び起業して1年未満の中小企業者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業を営もうとする者でないこと。
- (2) フランチャイズ契約や分社化など、他の企業が実質的な経営に参画せず、既存の事業を引き継いで行うものでないこと。
- (3) 補助金の交付を受けた後、3年以上市内に事業所を置いて事業活動ができる者

2 前項に規定する者が補助金の交付を申請するに当たっては、あらかじめ、交付対象者として市長の指定を受けなければならない。

(指定の申請)

第5条 前条第2項の指定を受けようとする者は、交付対象指定申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 住民票の写し（法人の場合は、起業をした者の住民票の写し。申請日から3か月以内のもの）
- (2) 法人の登記事項証明書及び定款（個人事業者の場合は、税務署に提出した開業届出書の写し）
- (3) 事業計画書
- (4) 地方税の完納証明書又はこれに代わるもの
- (5) 法令順守宣誓書
- (6) その他市長が必要と認める書類

(指定の決定)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、市場性・成長性が見込め、自立的な事業の継続が可能であって、次の各号のいずれかに該当する者のうち適当と認められるものについて、指定の決定をするものとする。

- (1) 優れたビジネスプランを持ち、本市の産業の振興に寄与することが期待できるもの
- (2) 本市の地域資源の活用や、新たな地域資源の発掘による、独自の事業展開が期待できるもの
- (3) コミュニティビジネス等の地域活性化に寄与することが期待できるもの
- (4) 市内ベンチャー等の牽引的存在となることが期待できるもの
- (5) 市場性、成長性及び本市の雇用増加が期待できるもの

2 市長は、前項の指定又は不指定を決定したときは、速やかに交付対象指定決定通知書により、申請人に通知するものとする。

(指定の取消し)

第7条 市長は、前条第1項の指定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、指定を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により指定を受けたとき。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止したとき。

(4) 前条第1項の指定の決定の日から1年以内に事業所を開設しないとき。

(5) その他市長が不相当であると認めたとき。

2 市長は、前項の規定により指定を取り消された者が補助金の交付の決定を受けているときは、規則第16条第1項の規定により、補助金の交付の決定を取り消すものとする。

(補助金の種類及び額)

第8条 補助金の種類及び額は、別表第1のとおりとする。ただし、交付する額の総額は、予算の範囲内とするものとする。

2 宇都宮市起業家支援施設に入居しようとする者は、別表第1第2項第1号及び第3項第1号に係る補助金の交付を受けることができないものとする。

3 本市、及び他の機関が交付する類似の補助金との併用はできないものとする。

(交付申請の際の添付書類)

第9条 規則第3条第2項第4号に規定するその他市長が必要であると認める書類は、別表第2に掲げるとおりとする。

(財産の処分の制限を受ける期間)

第10条 規則第20条第1項に規定する市長が定める期間は、補助事業が完了した日から3年とする。

(宇都宮市U J I ターン起業促進補助金審査委員会)

第11条 第6条第1項の審査をするため、宇都宮市U J I ターン起業促進補助金審査委員会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会の組織及び運営について必要な事項は、別に定める。

(文書の様式)

第12条 規則及びこの要綱に定める申請書等の様式は、別表第3に掲げるところによるものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

制定文（平成20年4月1日告示第180-23号）

平成20年度分の補助金から適用する。

改正文（平成21年11月1日告示第 号）

平成21年11月1日から適用する。

改正文（平成22年4月1日告示第200-8号）

平成22年4月1日から適用する。

改正文（平成23年2月1日告示第58-5号）

平成23年2月1日から適用する。

改正文（平成23年11月1日告示第519号）

平成23年11月1日から適用する。

改正文（平成31年4月1日告示第 号）

平成31年4月1日から適用する。

別表第1（第8条関係）

区 分	対象経費	補助率	限度額
1 法人の設立等	ア 法人の場合 法人設立に係る定款認証手数料及び登録免許税 イ 個人事業者の場合 商号登記に係る登録免許税	2分の1	15万円
2 事業拠点確保	(1) 賃借 事業拠点の借上げに要する費用（敷金、礼金、駐車場費、共益費等を除く賃貸借契約上の月額賃料をいい、借上げ開始の月から36箇月間を限度とする。以下第3項第1号において同じ。）	10分の3	月額 6万円
	(2) 取得 新たに取得した事業拠点（建物）の不動産購入費用	10分の1	216万円
3 生活拠点確保	(1) 賃借 生活拠点の借上げに要する費用	10分の3	月額 2万円
	(2) 取得 新たに取得した生活拠点（建物）の不動産購入費用	10分の1	72万円

別表第2（第9条関係）

区 分		添付書類
1 法人設立等		<p>ア 住民票の写し（法人の場合は，起業をした者の住民票の写し。申請日から3か月以内のもの。以下この表において同じ。）</p> <p>イ 法人の登記事項証明書及び定款（個人事業者の場合は，税務署に提出した開業届出書の写し。以下この表において同じ。）</p> <p>ウ 法人設立に係る定款認証手数料及び登録免許税に係る領収書の写し（個人事業者の場合は，登録免許税に係る領収書の写し）</p>
2 事業拠点確保	(1) 賃借	<p>ア 住民票の写し</p> <p>イ 法人の登記事項証明書及び定款</p> <p>ウ 賃貸借契約書の写し</p> <p>エ 支払領収書又はこれに代わるもの</p>
	(2) 取得	<p>ア 住民票の写し</p> <p>イ 法人の登記事項証明書及び定款</p> <p>ウ 不動産の登記事項証明書</p> <p>エ 支払領収書又はこれに代わるもの</p>
3 生活拠点確保	(1) 賃借	<p>ア 賃貸借契約書の写し</p> <p>イ 支払領収書又はこれに代わるもの</p>
	(2) 取得	<p>ア 不動産の登記事項証明書</p> <p>イ 支払領収書又はこれに代わるもの</p>
4 共通		<p>ア 地方税の完納証明書又はこれに代わるもの</p> <p>イ 法令順守宣誓書</p>

別表第3（第12条関係）

名称	様式番号	根拠条文
交付対象指定申請書	様式第1号	第5条
交付対象指定（不指定）決定通知書	様式第2号	第6条第2項
補助金交付申請書	様式第3号	規則第3条第1項
補助金交付（不交付）決定通知書	様式第4号	規則第6条第1項
補助金実績報告書	様式第5号	規則第12条
補助金確定通知書	様式第6号	規則第13条
補助金交付請求書	様式第7号	規則第15条第3項

事業計画書	様式第 8 号	第 5 条第 3 号
補助金変更交付申請書	様式第 9 号	規則第 3 条第 1 項 規則第 6 条第 1 項
補助金変更交付決定通知書	様式第 1 0 号	規則第 6 条第 3 項
法令順守宣誓書	様式第 1 1 号	第 5 条第 5 号 第 9 条